

## 鳥取県告示第 245 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 16 日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市河来見字蔭ヶ平799の1から799の5まで、字寺屋敷800の1から800の11まで、字蔭深谷801の1から801の5まで、字大二子谷948、字大二子谷頭949の19から949の22まで、字熊谷950、955から958まで、字倉切谷1009の10から1009の25まで、字深谷1013の1から1013の3まで、字池ヶ平ル1015の1から1015の6まで、字ショウガチ尾1016の1、字本谷奥1020の3、1020の4、1020の6、1020の9、1020の11、1020の12、1020の14、1020の15、般若字壺本松428の1、428の4、429の1、429の5、429の6、429の8、429の10、430、字駄カヘシ431の1、431の3、432、字本谷奥433の1、433の2、434の1、434の2、435の1、435の2、436の1、436の3、436の4、上大立字豆ヶ谷538の1、字熊シテヶ平539の1、539の6、字下大流540の1、540の6から540の9まで、字祖母ヶ墓541の1、541の5から541の12まで、字大畑ヶ谷542の1から542の5まで、542の9、542の11から542の17まで、字大樫ノ上リエゴ543の1、543の3、字上大流544の1、544の3、字大樫ノ谷545の1から545の3まで、字本谷奥546の1、546の2、546の4、546の6、546の7、546の19、546の20、棕波字大清水610の1、610の6、611の1、611の11、612の1、字坂谷613、614、615の1、615の3、616、字本谷奥617の1、617の3、618、619、620の1、620の3、立見字鷲ヶ谷942の1、字西名荷谷960の1、字東名荷谷961の1、961の4、字杣小屋962の1、962の4、962の7、962の8、962の10、962の12、962の13、字大清水963の1から963の3まで、字駄床964の1から964の3まで、964の5、964の7、字本谷奥965の1、965の2

### 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

### 3 変更後の指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)